

京都市消防局訓令乙第3号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局監察規程の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日

京都市消防局長 山内 博貴

「

「

京都市消防局監察規程本則中

(補則)  
第5条

を

(補則)  
第6条

」

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)